

障害等により入学後の配慮を希望される新入生の方へ

■ 修学上の配慮について

本学では、障害等により修学上不利になることがないよう、必要な配慮を行っており、そのための相談を受け付けています。

配慮内容は、相談・面談を行い、心身の機能と修学における障壁を相互に確認したうえで決定します。

配慮内容によっては対応に時間を要する場合があるため、入学後又は入学式で配慮を希望する学生は、3月中に新入生入学諸手続きに関するWebページに記載の問合せ先（教養学部等教務課前期課程チームまたはバリアフリー推進オフィス駒場支所）まで連絡してください。

特に、入学試験において受験上の配慮を受けており、入学後も配慮を希望する学生は、事前に面談が必要となりますのでお知らせください。

【参考】バリアフリー推進オフィス

Webページ：<https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

■ 長期履修学生制度について

長期履修学生制度を利用することにより、修業年限2年の前期課程を最長4年まで、計画的に履修することが可能となります。初年度から適用された場合、授業料は2年間で納めるべき金額の総額を認められた期間で分割して納入することになります。

対象者や手続等については、以下のとおりです。

1. 対象者

以下の2つの要件を満たすことが必要になります。

- (1) 視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められた者
- (2) 新たに前期課程に入学する者又は既に前期課程に在学し、在学期間（休学期間を除く）が1年未満である者

2. 長期履修の開始時期

4月のみ

3. 申請手続

2026年度より適用を希望する者は、2026年3月10日（火）～19日（木）までに合格通知書を用意の上、教養学部等教務課前期課程チーム（03-5454-6044）に申し出てください（電話、来学ともに平日のみ可能）。障害の状況や履修における要望などを伺います。その後、日程調整の上で大学へお越しいただき、申請書類の作成に必要な履修計画等の事前相談を行います。

4. 許可

障害の程度や状態又はリハビリテーションの状況・履修計画を十分審査の上、決定します。許可通知は4月下旬の発行予定です。